

省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事実施要領

1. 省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の概要及び目的

省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事とは、ICT 建設機械等認定制度においてチルトローテータ機能を有するものとして認定された省人化建設機械（以下、「省人化建設機械（チルトローテータ）」という）^(※)を用いた施工を実施する工事をいう。

省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事は、今後、日本国内での普及が見込まれるチルトローテータ機能を有する建設機械の活用効果等を調査し、また、今後の活用に向けた課題等の整理を目的とするものである。

1-1 施工技術の具体的内容

「ICT 建設機械等の認定に関する規程」に基づき認定された省人化建設機械（チルトローテータ）を活用し「チルトローテータを用いた施工」を実施する。

※「ICT 建設機械等の認定に関する規程」に基づき認定された省人化建設機械の内、チルトローテータ機能を有するものとして認定を受けた建設機械については、国土交通省の HP に公開している「省人化建設機械（チルトローテータ）」認定型式一覧表に掲載されている型式とする。

■ 「省人化建設機械（チルトローテータ）」認定型式一覧表の掲載先

<URL>

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000050.html

<掲載箇所>



認定表示の見本は[こちら](#)

画像データ：[jpg](#)、[bmp](#)

※認定表示は、認定事業者が認定された「ICT建設機械等」に付すことができます。
認定事業者以外の方が認定表示を付すことはできません。

ICT 建設機械等の認定状況について

認定されたICT建設機械等の一覧は下記の通り。（令和7年4月18日時点）

[ICT建設機械](#)

[ICT装置群](#)

[省人化建設機械（MG/MC）](#)

[省人化建設機械（チルトローテータ）](#)

2 省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の対象

省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の対象工事（工種）は、以下の2－1又は2－2に示す対象工種を含む工事において、発注者と受注者間の協議において試行対象となった工事を対象とする。

2－1 対象工種（「令和7年度版土木工事標準積算基準書（もしくは施工パッケージ型積算基準）」掲載工種）

<対象施工規模>

以下の「対象工種一覧表」に示す工種のうち、対象は、代表機労材規格（機械）上の機械規格（バックホウ（クローラ型）又は小型バックホウ（クローラ型））が、

- ・山積 0.5m³（平積 0.4m³）
- ・山積 0.45m³（平積 0.35m³）
- ・山積 0.28m³（平積 0.2m³）
- ・山積 0.13m³（平積 0.1m³）

に設定されているものとする。

<対象工種一覧表>

編名称	章名称	項名称	番名称	工種名称
共通工	土工	土工	土工	掘削
				積込（ルーズ）
共通工	土工	作業土工	床掘工	床掘り
				舗装版破碎積込（小規模土工）
			埋戻工	埋戻し
河川	砂防工	土工	土工	掘削（砂防）
				積込（ルーズ）（砂防）

2－2 対象工種（ICT活用工事における対象工種）

- ・ICT活用工事（作業土工（床掘工））のうち、施工規模が①又は②のものを対象とする。
 - ① 平均施工幅1m以上2m未満の土砂の掘削等である床掘り
 - ② 平均施工幅1m未満の土砂の掘削等である床掘り

3. 省人化建設機械（チルトローテータ）試行工事の実施方法

施工者希望型とし、当初発注は行わない。受注者からの協議により省人化建設機械（チルトローテータ）による施工を実施する場合、設計変更の対象とし、別途定める積算要領により必要な経費を計上する。

4. 調査等への協力

本試行工事の対象となった場合、受注者による効果や実態等の把握のためのアンケートやヒアリング等を行うものとする。

5. ICT活用工事で省人化建設機械（チルトローテータ）を使用する上での留意事項

「ICT建設機械等の認定に関する規程」に基づき認定された省人化建設機械の内、チルトローテータ機能を有するものとして認定を受けた建設機械は、MC/MG機能も有するものとして認定を受けたものとMC/MG機能を有せずにチルトローテータ機能のみを有するものとして認定を受けたものの両方が存在する。

「MC/MG機能がないもの」を使用する場合であっても後付け装置等によりMG/MC機能を付与して「ICT建設機械による施工」を実施する場合は、「ICT建設機械による施工」を実施したものとし、省人化建設機械（チルトローテータ）試行対象の工事とする。